

みえ中高年世代活躍応援プロジェクト協議会設置要領

1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代に対し、政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年6月21日閣議決定。）において「就職氷河期支援プログラム」を策定し、当該世代の安定就労の実現に向け、3年間の集中的な支援に取り組む方針が打ち出された。さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和4年6月7日閣議決定。）において、令和4年度までの3年間の集中取組期間を「第一ステージ」と捉え、令和5年度からの2年間は「第二ステージ」と位置付け、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げる旨の方針が定められた。

この方針に向けた施策の具体化を図るため、三重県においては、関係機関・団体等を構成員として、「みえ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「みえPF」という。）を設置し、「就職氷河期世代支援に係る市町プラットフォーム」（以下「市町PF」という。）と連携し、各地域での支援対象者の就労・社会参加の実現に向け、就職氷河期世代の積極採用や正社員化等の気運の醸成や支援策の周知等、地域における取組を推進してきた。

今般、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定。）において、「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことを踏まえ、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）へと対象を広げ、引き続き官民一体となった中高年世代の雇用支援、正社員化等安定就労に向けた支援に取り組むこととする。

上記の方針に伴い、みえPFについては「みえ中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下「みえ協議会」という。）と名称を改めることとする。

2 構成員

以下の機関・団体で構成する。

なお、必要に応じて他の関係機関等の参画を求めることとする。

（1）行政機関等

三重労働局（職業安定部）、三重県（雇用経済部、子ども・福祉部、医療保健部、農林水産部）、市町（三重県市長会、三重県町村会）、支援機関（ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構三重支部、若者就業サポートステーション・みえ、三重県社会福祉協議会、三重県こころの健康センター（三重県ひきこもり地域支援センター））

（2）経済団体、労働団体等

三重県経営者協会、三重県商工会議所連合会、三重県中小企業団体中央会、三重県商工会連合会、日本労働組合総連合会三重県連合会

3 各構成員の役割

上記2に記載の各構成員の主な役割は下記のとおりとする。

(1) 行政機関

① 三重労働局（職業安定部）

- ・みえ協議会とりまとめ共同事務局（主担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ（主担当）
- ・三重労働局が実施する事業の進捗管理
- ・各種支援策の周知、広報

② 三重県（雇用経済部）

- ・みえ協議会とりまとめ共同事務局（副担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ（副担当）
- ・県が実施する事業の進捗管理
- ・市町 PF における経済団体等への対応依頼等に関する市町との連絡調整
- ・各種支援策の周知、広報

③ 三重県（子ども・福祉部）

- ・市町 PF の設置・運営に関する市町との連絡調整
- ・市町 PF と連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・孤独・孤立対策の先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・市町における包括的な支援体制に対する支援と連絡調整
- ・各種支援策の周知、広報

④ 三重県（医療保健部）

- ・精神保健医療に係る支援
- ・各種支援策の周知、広報

⑤ 三重県（農林水産部）

- ・就労体験の実施促進
- ・各種支援策の周知、広報

⑥ 市町（三重県市長会、三重県町村会）

- ・市町 PF の好事例の把握と展開
- ・みえ協議会とりまとめ事務局への政策提案
- ・各種支援策の周知、広報

⑦ 支援機関（ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構三重支部、若者就業サポートステーション・みえ、三重県社会福祉協議会、三重県こころの健康センター（三重県ひきこもり地域支援センター））

- ・専門窓口・専門チームによる支援
- ・企業説明会・面接会の開催
- ・企業等に対する正社員化を含む処遇改善の働きかけ、専用求人の確保
- ・職業訓練の充実
- ・自立相談支援
- ・相談・家族教室・研修会等のひきこもり支援
- ・好事例の把握と展開

- ・みえ協議会とりまとめ事務局への政策提案
- ・各種支援策の周知、広報
- ・就労に向けた関係機関への連携強化
- ・市町 PF への参画に向けた働きかけ

(2) 経済団体、労働団体等

- ・中高年世代の積極採用、正社員化を含む処遇改善及び受入体制整備等に関する企業等への働きかけ
- ・みえ協議会とりまとめ事務局への政策提案
- ・各種支援策の周知、広報

4 みえ協議会における取組事項

みえ協議会においては、次の事項について協議を行い、情報共有や相互の協力を進めることで、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 支援対象者の把握

支援対象となる以下の3種類の者に係る実態や支援ニーズの把握の方法等を検討する。

- ① 不安定な就労状態にある方
(正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方等)
- ② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方
(統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方等)
- ③ 社会参加に向けた支援を必要とする方
(ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方)

(2) 目標、KPI の設定及び事業実施計画の策定

- ① 上記(1)の支援対象者ごとの取組に係る目標及びKPI(当該目標の進捗を毎年度把握するための指標をいう。)を検討の上、設定する。
- ② 目標を達成するため、事業実施計画を策定する。
- ③ 事業実施計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(3) 気運醸成及び各種支援策の周知広報

不安定な就労状態等にある中高年世代の活躍を支援できるよう、三重県内の気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用・処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人及びその家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(4) 市町 PF との連携

三重県は、市町 PF の設置・運営について、市町と連絡調整を図り、管内市町 PF

との情報共有と広域的課題の対応を行う。例えば、

- ・市町 PF の設置に関する市町への働きかけや、市町 PF の運営に関する市町への助言等
- ・県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、雇用に当たって必要な配慮等）
- ・経済団体、他の市町等とのつながり作りの支援
- ・県を越えた自治体間の広域的な取組の支援

等の要請に対応するとともに、管内市町 PF の先進的な取組事例の把握及び周知等、必要な情報提供を行う。

5 会議の開催

上記4に掲げる事項の協議を行うため、原則年2回会議を開催することとする。

6 秘密の保持

みえ協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則 この要領は令和7年4月1日より施行する。